

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-11
許認可等の種類	組合清算人の総会開催の承認			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条前段			
許認可等の概要	組合の清算人が、組合員の請求による総会を招集しなかった場合、組合員は承認を受けて総会を招集することができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に実績がなく、あらかじめ基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			